

2015年12月

環境汚染賠償責任保険 普通保険約款、特約条項および追加条項

ご契約者の皆様へ

このたびは、損保ジャパンの保険契約にご加入いただきまして、まことにありがとうございました。

早速、保険証券をお届け申し上げます。

この保険約款には、ご加入いただきました保険契約についての大切なことがらが記載されておりますので、ご一読のうえ保険証券とともに保険契約満了まで保管くださいますようお願いいたします。

なお、お気付きの点がございましたら、ご遠慮なく取扱代理店または損保ジャパンにおたずねください。

損保ジャパンでは皆様の「安心」を常に考え、サービスの向上に努めてまいりますので、今後ともお引き立てのほど、よろしくお願ひ申し上げます。

●ご契約内容の変更について

お申し込みの際、申込書記載事項について種々お知らせいただきましたが、お申し込みの後で次の変更が生じた場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンにお知らせください。ご通知がないと保険金がお支払いできないことがあります。

①保険証券に記載している事項に変更が生じたとき

②この保険契約と重複する環境汚染賠償責任保険契約の締結

●万一事故がおきたら

万一、事故が発生しましたら、すみやかに取扱代理店または損保ジャパンに次の事項をお知らせください。

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 証券番号 | 3. 事故の内容、損害の程度 |
| 2. 事故がおきた日時・場所 | 4. ご連絡先 |

- 〔ご注意〕
- 口座振替制度（初回保険料口座振替制度を含む）をお申込みのお客様へ
保険料は、お客様ご指定の金融機関口座から所定の振替期日（初回保険料の口座振替に関する特約条項が適用される場合は、保険期間の始期が属する月の所定の口座振替日）に振り替えさせていただきます。
 - 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人・小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
 - 個人情報の取扱いについて
損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。



損害保険ジャパン株式会社

- ◆保険証券の記載事項に変更が生じた場合または変更を希望する場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡がない場合は、項目によりご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。詳細につきましては、この保険契約に添付される約款集記載の普通保険約款および特約条項をご確認ください。
- ◆別に定める場合を除いて、法令に準拠している約款中の用語は、法令に定める定義によります。その場合、法令が保険契約を開始した後に改正されたときには、改正（施行）後の法令の定義・規定に従います。

環境汚染賠償責任保険普通保険約款、特約条項および追加条項

目 次

環境汚染賠償責任保険普通保険約款	-----	1
特約条項		
保険料分割払特約条項（一般用）	-----	15
保険料分割払特約条項（大口用）	-----	18
クレジットカードによる保険料支払に関する特約条項	-----	21
初回保険料の口座振替に関する特約条項	-----	23
共同保険に関する特約条項	-----	25
施設所有管理者特約条項	-----	26
施設所有管理者特約条項（医療廃棄物排出者責任保険用）	-----	27
追加条項		
縮小てん補追加条項	-----	31
遡及日設定追加条項	-----	31
日付データ処理等に関する不担保追加条項	-----	31
石綿損害等不担保追加条項	-----	32
テロ危険等不担保追加条項	-----	33

環境汚染賠償責任保険普通保険約款

第1章 当会社の責任

第1条（当会社のてん補責任）

当会社は、環境汚染に起因する他人の身体の障害または他人の財物の損壊等について提起された損害賠償請求（以下「賠償請求」といいます。）に基づいて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）を、この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項の規定に従い、てん補します。

第2条（損害の範囲）

当会社が前条の規定によりてん補する損害は、次の①から⑤までに掲げるものにかぎります。

名 称	損害の内容
① 損害賠償金	被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。なお、損害賠償金には、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した汚染浄化費用を含みます。
② 緊急措置費用	第24条（損害の防止軽減）(1)①に規定する措置を講じるために被保険者が支出した費用のうち、身体の障害を被った者の応急手当もしくは護送に要した費用または支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用

③ 権利保全費用	第24条（損害の防止軽減）(1)②に規定する手続を講じるために被保険者が支出した必要または有益な費用
④ 争訟費用	第24条（損害の防止軽減）(2)に規定する訴訟、仲裁、和解または調停について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用
⑤ 協力費用	第25条（賠償請求解決のための協力）(1)の協力のために被保険者が支出した費用

第3条（用語の定義）

この普通保険約款において、次の①から⑭までに掲げる用語は、それぞれ次の定義に従います。

① 被保険者

この保険契約により補償を受ける者として保険証券の記名被保険者欄に記載された者（以下「記名被保険者」といいます。）ならびに記名被保険者の役員および使用人をいいます。

② 環境汚染

流出、いっ出もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壤中、大気中または海・河川・湖沼・地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ、他人の身体の障害または他人の財物の損壊等が発生するおそれがある状態をいいます。

③ 汚染物質

固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた刺激物質ま

たは汚染物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質、廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。

④ 他人

被保険者以外の者をいいます。

⑤ 身体の障害

身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

⑥ 財物の損壊等

財物の滅失、損傷、汚損もしくは使用不能または漁業権もしくは入漁権の侵害をいいます。ただし、環境汚染のため被保険者が法令（条例を含みます。）の規定により汚染浄化費用の支出を命じられた場合は、財物の損壊等があったものとみなします。

⑦ 汚染浄化費用

環境汚染が発生した場合において、流出、いっ出もしくは漏出し、または排出された汚染物質の拡散防止、捕收回収、焼却処理、沈降処理、覆土処理、客土処理、密閉処理、乳化分散処理、中和処理等に要する費用をいいます。

⑧ 損害賠償請求

被害の事実、原因等の具体的な内容を明示して法律上の損害賠償責任に基づく補償を要求されたものをいいます。環境汚染のため被保険者が法令の規定により汚染浄化費用の支出を命じられた場合は、法令の規定に基づく汚染浄化命令またはこれに準ずるものとの受理をもって、損害賠償請求がなされたものとみなします。

⑨ 繙続契約

環境汚染賠償責任保険契約の保険期間の末日（その環境汚染賠償責任保険契約が末日前に解除されていた場合はその解除日をい

ります。）を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする環境汚染賠償責任保険契約をいいます。

⑩ 初年度契約

継続契約以外の環境汚染賠償責任保険契約をいいます。

⑪ 環境汚染賠償責任保険契約

環境汚染賠償責任保険普通保険約款に基づく当会社との保険契約をいいます。

⑫ 保険契約申込書等

保険契約申込書およびその付属書類をいいます。

⑬ 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準備構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

⑭ 無効

保険契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

第4条（保険期間と保険責任の関係）

(1) 保険期間は、その初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時（注）に終わります。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 当会社は、保険期間中に被保険者に対して賠償請求が提起された場合にかぎり、損害をてん補します。

(4) 当会社は、保険期間が始まった後であっても、当会社所定の保険料領収前に提起された賠償請求による損害をてん補しません。

（注）午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

第2章 保険金を支払わない場合

第5条（保険金を支払わない場合ーその1）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑧までの事由に起因して被保険者が被る損害をてん補しません。

- ① 保険契約者または記名被保険者（注1）の故意
- ② 記名被保険者以外の被保険者（注2）の故意。ただし、それによってその被保険者が被る損害にかぎります。
- ③ 保険契約者または被保険者（注3）の故意による法令違反
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
- ⑤ 地震、噴火、洪水、高潮または津波
- ⑥ 原子核反応または原子核の崩壊。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソotope（注5）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。
- ⑦ 酸性雨（注6）
- ⑧ 被保険者に対してなされた差止請求

（注1） 保険契約者または記名被保険者

保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。

（注2） 記名被保険者以外の被保険者

保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。

（注3） 保険契約者または被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理

事、取締役、執行役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。

（注4） 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注5） 医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソotope

ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

（注6） 酸性雨

雪、霧等を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合ーその2）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から③までの環境汚染に起因して被保険者が被る損害をてん補しません。

- ① 石油、天然ガスその他の鉱物または蒸気もしくは温水を地中から採取または採掘するための施設に起因する環境汚染
- ② 海洋施設に起因する環境汚染
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する航空機、船舶または自動車（注）に起因する環境汚染

（注） 自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に定める自動車および原動機付自転車をいいます。

第7条（保険金を支払わない場合ーその3）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から⑦までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しません。

- ① 初年度契約締結の当時、被保険者のうち環境保全について責任を有する者が、初年度契約の保険期間開始前に発生していた環境汚染または環境汚染の原因となる事故について、被保険者に対して賠償請求が提起されるおそれのあることを知っていた場合または合理的に予見すべきであった場合において、その環境汚染または環境汚染の原因となる事故に起因する賠償責任
- ② 保険期間開始前に提起されていた賠償請求の原因となる環境汚染と同一のまたは関連した環境汚染に基づく賠償請求によって負担する賠償責任
- ③ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ④ 記名被保険者の役員または使用人が記名被保険者の業務に従事中に環境汚染にさらされた結果、その役員または使用人が被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑤ 被保険者が所有、使用または管理する財物の滅失、損傷、汚損または使用不能について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ⑥ 悪臭、騒音、振動、土地の沈下、隆起もしくは移動または日照不良に起因する賠償責任
- ⑦ 不動産価格の下落に起因する賠償責任

第3章 保険金の支払額

第8条 (保険金の支払額)

- (1) 一賠償請求について当会社がてん補すべき損害の額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券記載の一賠償請求についてのてん補限度額を限度とします。

第2条 (損害の範囲) ①から⑤まで 保険証券記載 の免責金額 = 損害の額
に規定する損害の合計額

- (2) 当会社がこの保険契約でてん補する金額は、保険証券記載の期間中総てん補限度額を超えないものとします。

第9条 (一賠償請求の定義)

- (1) 前条(1)の「一賠償請求」とは、賠償請求の時もしくは場所または賠償請求者の数にかかわらず、同一のまたは関連した環境汚染に起因して提起されたすべての賠償請求をいうものとします。
- (2) (1)の規定により一賠償請求となるすべての賠償請求は、最初の賠償請求がなされた時にすべての賠償請求が提起されたものとみなします。

第10条 (保険金支払額の特則)

この保険契約が継続契約である場合において、被保険者のうち環境保全について責任を有する者が、この保険契約の保険期間開始前に発生していた環境汚染または環境汚染の原因となる事故について、被保険者に対して賠償請求が提起されるおそれのあることをこの保険契約の保険期間開始前に知ったときまたは合理的に予見すべきであったときは、当会社は、その知った時または合理的に予見すべきであった時が属する保険契約でてん補するものとして算出した金額と、この保険契約でてん補すべき金額のうち、いずれか低い金額をてん補します。

第11条 (他の保険契約との関係ーその1)

この保険契約と重複する環境汚染賠償責任保険契約以外の他の保険契約がある場合において、当会社がてん補すべき損害が発生したときは、当会社は、第8条 (保険金の支払額) (1)の規定にかかわらず、その損害の額が他の保険契約によりてん補されるべき金額とそ

の免責金額の合計額または保険証券記載の免責金額のいずれか大きい金額を超過する場合にかぎり、その超過額のみを保険証券記載の一賠償請求についてのてん補限度額を限度としててん補します。

第12条（他の保険契約との関係－その2）

他の環境汚染賠償責任保険契約（注1）がある場合において、それぞれの支払責任額（注2）の合計額が、損害の額（注3）を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額をてん補します。

① 他の環境汚染賠償責任保険契約（注1）から損害がてん補されていない場合

この保険契約の支払責任額（注2）

② 他の環境汚染賠償責任保険契約（注1）から損害がてん補された場合

損害の額（注3）から、他の環境汚染賠償責任保険契約（注1）からてん補された額の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注2）を限度とします。

(注1) 他の環境汚染賠償責任保険契約

この保険契約と重複する他の環境汚染賠償責任保険契約をいいます。

(注2) 支払責任額

他の環境汚染賠償責任保険契約（注1）がないものとして算出したてん補すべき額をいいます。

(注3) 損害の額

それぞれの環境汚染賠償責任保険契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第4章 保険契約者または被保険者の義務

第13条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書等の記載事項（注1）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項（注1）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合は適用しません。

① (2)の事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。なお、当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

③ 保険契約者または被保険者が、賠償請求が提起される前に、保険契約申込書等の記載事項（注1）につき、書面をもって訂正を当会社に申し出で、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。

④ 当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌

日から起算して1か月を経過した場合または保険契約締結の時の翌日から起算して5年を経過した場合

- (5) (2)の事実が、当会社が保険契約締結時に交付する書面において定めた危険（注2）に関する重要な事項に関する事項について（2）の規定を適用します。
- (4) 賠償請求が提起された後に（2）の規定による解除がなされた場合であっても、第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、損害をてん補しません。この場合において、既に損害をてん補していたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)の事実に基づかず発生した環境汚染に起因する損害については、適用しません。
 - (注1) 保険契約申込書等の記載事項
他の保険契約等に関する事項を含みます。
 - (注2) 危険
損害の発生の可能性をいいます。

第14条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（注1）が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社に申し出る必要はありません。
- (2) (1)の事実がある場合（注2）は、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面によ

る通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2)の規定は、当会社が（2）の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (1)に規定する手続がなされなかった場合は、当会社は、事実の発生が保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によるときは(1)の事実が発生した時、責めに帰すことのできない事由によるときは保険契約者または被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでに提起された賠償請求による損害については、てん補しません。この場合において、既に損害をてん補していたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、次の①または②の場合には適用しません。
 - ① (1)の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかった場合
 - ② (1)の事実に基づかず発生した環境汚染に起因する損害である場合
- (注1) 保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実
他の保険契約等に関する事実を含みます。
- (注2) (1)の事実がある場合
(5)①の規定に該当する場合を除きます。

第15条（管理と環境汚染の予防）

- (1) 保険契約者または被保険者は、常に環境汚染の発生予防に必要な管理と措置を講じなければなりません。
- (2) 当会社は、保険期間中いつでも(1)の予防措置と管理の状況を調査し、かつ、環境汚染発生のおそれがあると認められる場合は、保険

契約者または被保険者にその発生を防止するために必要な措置をとることを請求することができます。この場合において、その措置に要する費用は、保険契約者または被保険者の負担とします。

- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(2)の調査を拒んだ場合または(2)の請求に応じない場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の規定は、(3)に規定する拒否の事実のあった時の翌日から起算して1か月を経過した場合には適用しません。

第5章 保険契約の無効・取消しまたは解除 および保険料の返還または請求

第16条 (保険契約の無効・取消し)

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。
- (2) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条 (保険契約の解除)

- (1) 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生

じさせようとしたこと。

- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のアからオまでのいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (3) 当会社は、被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。
- (4) (2)または(3)の規定による解除が、損害賠償請求がなされた後に行われた場合であっても、当会社は、次条の規定にかかわらず、(2)①から④までの事由または(3)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までになされた損害賠償請求による損害をてん補しません。この場合において、既に損害をてん補していたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) 保険契約者または被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当

することにより(2)または(3)の規定による解除がなされた場合には、(4)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① (2)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (2)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

(注) この保険契約

被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第18条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第19条（暫定保険料の精算）

(1) 保険料が賃金、領収金、売上高、生産高等に対する割合によって定められる場合においては、保険契約者または被保険者は、保険契約終了後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければなりません。

(2) 当会社は、保険料の算出に必要とする場合は、保険期間中および保険契約終了後1年間にかぎり、いつでも保険契約者または被保険者の帳簿および関係書類を閲覧することができます。

(3) (1)の資料および(2)の規定によって閲覧した書類に基づき算出された保険料（注）と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、当会社は、その差額を返還または請求して、保険料を精算します。

(注) 保険料

この保険契約で定められた最低保険料に達しない場合はその最低保険料をいいます。

第20条（保険料の返還または請求・告知・通知事項等の承認の場合）

- (1) 当会社が第13条（告知義務）(3)③の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還し、または追加保険料を請求します。
- (2) 当会社が第14条（通知義務）(1)の変更の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、次の規定に従い計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。ただし、保険料が賃金、領収金、売上高、生産高等に対する割合によって定められる場合は、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、保険契約者または被保険者の申出に基づく同条(1)の事実が生じた時以降の期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{変更前の} \\ \text{保険料} \end{array} - \begin{array}{l} \text{変更後の} \\ \text{保険料} \end{array} \right]$$

$$\times \left(1 - \begin{array}{l} \text{既経過期間 (注 1) に対応} \\ \text{する別表に掲げる短期料率} \end{array} \right) = \text{返還保険料}$$

② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{変更後の} \\ \text{保険料} \end{array} - \begin{array}{l} \text{変更前の} \\ \text{保険料} \end{array} \right]$$

$$\times \left(\begin{array}{l} \text{未経過期間 (注 2) に対応する別} \\ \text{表に掲げる短期料率} \end{array} \right) = \text{追加保険料}$$

- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注3）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) 当会社が(1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、損害をてん補しません。この場合において、既に損害をてん補していたときは、当会社は、その返還を請求することができます。ただし、第14条（通知義務）(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に提起された賠償請求による損害については、この規定を適用しません。

(5) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約条件変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、(2)①または②の規定に従い計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。ただし、保険料が賃金、領収金、売上高、生産高等に対する割合によって定められる場合は、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、変更後の期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

(6) 当会社が(5)の規定により追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその追加保険料の支払を怠った場合（注3）は、当会社は、追加保険料領収前に提起された賠償請求による損害については、保険契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等の規定に従い、てん補します。

（注1） 既経過期間

第14条（通知義務）(1)の変更の承認をする場合においては、保険契約者または被保険者の申出に基づく同条(1)の事実が生じた時までの期間をいい、1か月に満たない期間は1か月とします

（注2） 未経過期間

第14条（通知義務）(1)の変更の承認をする場合においては、保険契約者または被保険者の申出に基づく同条(1)の事実が生じた時以降の期間をいい、1か月に満たない期間は1か月とします。

（注3） 追加保険料の支払いを怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払いが無かった場合にかぎります。

第21条（保険料の返還・保険契約の無効・取消し・失効の場合）

(1) この保険契約が無効となる場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第16条（保険契約の無効・取消し）(1)の規定により、この保険契約が無効となる場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

(2) 第16条（保険契約の無効・取消し）(2)の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

(3) この保険契約が失効となる場合は、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

既に払い込まれた保険料×（1－既経過期間（注）に対応する別表に掲げる短期料率）

(4) (3)の規定にかかわらず、保険料が賃金、領収金、売上高、生産高等に対する割合によって定められた保険契約が失効となる場合は、当会社は、第19条（暫定保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。

（注） 既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

第22条（保険料の返還－保険契約解除の場合）

- (1) 第13条（告知義務）(2) 第14条（通知義務）(2)、第15条（管理と環境汚染の予防）(3)、第17条（保険契約の解除）(2)または第20条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

$$\text{既に払い込ま } \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間 (注) に対応する}}{\text{別表に掲げる短期料率}} \right) = \text{返還された保険料} \quad \text{保険料}$$

- (2) 第17条（保険契約の解除）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

$$\text{既に払い込ま } \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間 (注) に対応する}}{\text{別表に掲げる短期料率}} \right) = \text{返還された保険料} \quad \text{保険料}$$

- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、保険料が賃金、領収金、売上高、生産高等に対する割合によって定められた保険契約の解除の場合は、当会社は、第19条（暫定保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。

(注) 既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

第6章 保険金の請求手続

第23条（環境汚染および賠償請求の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、環境汚染または環境汚染の原因となる事故が発生したことを知った場合は、遅滞なく、環境汚染または環境汚染の原因となる事故が発生した場所およびその状況ならび

にそれを知った日時を書面により当会社に通知しなければなりません。

- (2) 被保険者が賠償請求を受けた場合は、保険契約者または被保険者は、(1)に掲げる事項のほか、遅滞なく、次の①および②の事項を履行しなければなりません。

① 賠償請求の日時およびその内容、被害者の住所および氏名ならびにこれらの事項について証人となる者がある場合はその者の住所および氏名を書面で当会社に通知すること。

② この保険契約と重複する他の保険契約（注1）の有無および内容（注2）を当会社に通知すること。

- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)または(2)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、損害をてん補します。

(注1) 他の保険契約

この保険契約と重複する他の環境汚染賠償責任保険契約を含みます。

(注2) 内容

既に他の保険契約（注1）から損害のてん補を受けた場合は、その事実を含みます。

第24条（損害の防止軽減）

- (1) 保険契約者または被保険者は、環境汚染または環境汚染の原因となる事故が発生したことを知った場合は、次の①および②の事項を履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大を防止するために必要な一切の措置

② 第三者に損害賠償を請求できる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続

- (2) 保険契約者または被保険者は、損害賠償責任について訴訟を提起

しようし、または仲裁、和解もしくは調停に付そうとする場合は、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

- (3) 保険契約者または被保険者は、あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部の承認をしてはなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)から(3)までの規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて、損害をてん補します。
 - ① (1)①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② (1)②に違反した場合は、第三者に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
 - ③ (2)に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ④ (3)に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

第25条（賠償請求解決のための協力）

- (1) 当会社は、当会社が必要と認めた場合は、自己の費用をもって、被保険者に対する賠償請求につき、被保険者に協力することができるものとします。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、当会社に協力し、必要な情報を提供しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく(1)の当会社の求めに応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、損害をてん補します。

第26条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から発生し、これを行えることができるものとします。
 - ① 第2条（損害の範囲）①の損害賠償金に係る保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、

判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時。ただし、汚染浄化費用に係る保険金については、被保険者が負担すべき汚染浄化費用の額が確定した時とします。

- ② 第2条（損害の範囲）②から⑤までの費用に係る保険金については、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑤までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書、和解調書または示談書
 - ③ 被保険者の損害賠償金または汚染浄化費用の支払およびその金額を証明する書類
 - ④ 被保険者が保険金を請求することについて、損害賠償請求権者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
 - ⑤ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、賠償請求の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、損害をてん補します。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類に事実と異なる記載をした場合
- ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類または証拠を偽造し、または変造した場合
- (5) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第27条（保険金の支払）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、環境汚染の原因、環境汚染発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および環境汚染と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効・失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑥までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から⑥までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日 数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会（注3）	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断または後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

⑥ 環境汚染の発生事由もしくはその状況が他の事例に鑑み特殊である場合または環境汚染により多数の被害が生じた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会または関係当事者への照会	180日
---	------

- (3) (2)①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当会社は、(2)①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づき、その期間を延長することができます。
- (4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

（注1）請求完了日

被保険者が前条(2)の手続を完了した日をいいます。

（注2）①から⑥までに掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数をいいます。

（注3）警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（注4）その確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合必要な協力を行わなかつた場合を含みます。

第28条（代 位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権

（注）を取得した場合において、当会社がその損害をてん補したときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額をてん補した場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、てん補されていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

（注） 損害賠償請求権その他の債権

当会社がてん補すべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第29条（先取特権）

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について、先取特権を有します。

(2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、第2条（損害の範囲）①の損害賠償金について、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償

した金額を限度とします。

- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が①の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または②③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、②①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注） 保険金請求権

第2条（損害の範囲）②から⑤までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第7章 訴訟の提起および準拠法

第30条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第31条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

＜別表＞

短期料率表

既経過期間または未経過期間	短期料率	既経過期間または未経過期間	短期料率
1か月まで	1/12	7か月まで	7/12
2か月まで	2/12	8か月まで	8/12
3か月まで	3/12	9か月まで	9/12
4か月まで	4/12	10か月まで	10/12
5か月まで	5/12	11か月まで	11/12
6か月まで	6/12	12か月まで	12/12

特 約

保険料分割払特約条項（一般用）

この特約条項において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説 明
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	口座振替の方法で払い込む場合は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、契約締結の際に指定した期日をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額をいいます。

第1条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

条 項

第2条（第1回分割保険料領収前の事故）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条(2)の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、前条(2)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料の払込方法に関する特則）

- (1) 保険契約者は、第2回以降の分割保険料を口座振替の方法により払い込むことができます。この場合は、保険契約締結の際に、次の①および②に定める条件をいずれも満たさなければなりません。
 - ① 指定口座が提携金融機関に設定されていること。
 - ② 当会社に損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。
- (2) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第4条（第2回分割保険料不払の場合の特則）

- (1) 保険契約者が第2回以降の分割保険料を前条(1)に定める口座振替によって払い込む場合で、第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第2回分割保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適

用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

- (2) (1)の規定が適用される場合であっても、第3回以降の分割保険料の払込期日は変更しません。

第5条（分割保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が第2回以降の分割保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日の翌日以降に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が(1)の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。

第6条（第2回以降分割保険料領収前事故の特則）

保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日までに払い込むべき第2回以降の分割保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金を受け取るべき者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

第7条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第9条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が第9条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契

約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) 第9条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。ただし、同条の表の②に該当する場合は、通知義務の対象となる事実が生じた時における、その事実が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については、この規定を適用しません。
- (4) 保険契約者が第9条（保険料の取扱い）の表の③の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約内容変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項に従い、保険金を支払います。

（注）追加保険料の支払を怠った場合

当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

第8条（分割保険料不払の場合の解除）

- (1) 当会社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当会社が保険契約を解除できる場合	ア. 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合 イ. 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア. ①アによる解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日 イ. ①イによる解除の場合は、次回払込期日

(2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

第9条（保険料の取扱い）

次の①から⑤までのいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合は、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の①から⑤までの保険料を返還または請求します。

事由	保険料の返還または請求方法
① 普通保険約款第7条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるとき	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
② 普通保険約款第8条（通知義務）(1)の通知に基づいて、保険料率を変更する必要がある場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(4)	この保険契約が失効または解除（注1）となった場合	<p>ア. 保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合 既に払い込まれた保険料と失効または解除（注1）の日までの期間に対する保険料（注2）との差額を返還または請求します。</p> <p>イ. 保険料がア以外によって定められる場合 未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料（注3）との差額を返還または請求します。</p>
(5)	前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

(注1) 解除

⑤の場合を除きます。

(注2) 失効または解除（注1）の日までの期間に対する保険料
解除（注1）の場合において、この保険契約で定められた
最低保険料に達しないときは、その最低保険料とします。

(注3) 未払込分割保険料
この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第10条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

保険料分割払特約条項（大口用）

この特約条項において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割追加保険料	分割して払い込む各回の追加保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額をいいます。

第1条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、当会社が承認した場合は、保険契約者は、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。

第2条（第1回分割保険料領収前の事故）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条(2)の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、同条(2)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（第2回分割保険料不払の場合の特則）

- (1) 保険契約者が分割保険料を口座振替によって払い込む場合で、第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによる場合においては、第2回分割保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- (2) (1)の規定が適用される場合であっても、第3回以降の分割保険料の払込期日は変更しません。

第4条（追加保険料の分割払）

当会社が第8条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、当会社の定めるところにより、分割して払い込むことができます。この場合、第2回以降の分割追加保険料については、当会社が保険料の請求を行った日以降到来する払込期日に分割保険料とあわせて払い込まなければなりません。

第5条（分割保険料および分割追加保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が第2回以降の分割保険料または分割追加保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日の翌日以降に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- (2) 保険契約者が(1)の分割保険料または分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」とあるのを「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。

第6条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第8条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、追加保険料等（注）を遅滞なく払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が第8条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料等（注）の支払を怠った場合（当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかつた場合にかぎります。以下同様とします。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 第8条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料等（注）を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。ただし、同条の表の②に該当する場合は、通知義務の対象となる事実が生じた時における、その事実が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については、この規定を適用しません。
- (4) 保険契約者が第8条（保険料の取扱い）の表の③の規定による追加保険料等（注）の払込を怠った場合は、当会社は、追加保険料等（注）の領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約内容変更の承認の請求がなかつたものとして、普通保険約款およ

びこれに付帯される他の特約条項に従い、保険金を支払います。

(注) 追加保険料等

第8条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料の全額または第1回分割追加保険料をいいます。

第7条（分割保険料または分割追加保険料不払の場合の解除）

(1) 当会社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当会社が保険契約を解除できる場合	ア. 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき分割保険料または分割追加保険料の払込みがない場合 イ. 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料または分割追加保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料または分割追加保険料の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア. ①アによる解除の場合は、その分割保険料または分割追加保険料を払い込むべき払込期日 イ. ①イによる解除の場合は、次回払込期日

(2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

第8条（保険料の取扱い）

次の①から⑤までのいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合は、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の①から⑤までの保険料を返還または請求します。

事由	保険料の返還または請求方法
① 普通保険約款第7条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるとき	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
② 普通保険約款第8条（通知義務）(1)の通知に基づいて、保険料率を変更する必要がある場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(4)	この保険契約が失効または解除（注1）となった場合	<p>ア. 保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合 既に払い込まれた保険料と失効または解除（注1）の日までの期間に対する保険料（注2）との差額を返還または請求します。</p> <p>イ. 保険料がア以外によって定められる場合 未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料（注3）との差額を返還または請求します。</p>
(5)	前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

(注1) 解除

⑤の場合を除きます。

(注2) 失効または解除（注1）の日までの期間に対する保険料
解除（注1）の場合において、この保険契約で定められた
最低保険料に達しないときは、その最低保険料とします。

(注3) 未払込分割保険料
この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第9条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

クレジットカードによる保険料支払に関する特約条項

この特約条項において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
会員規約等	カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。

第1条 (クレジットカードによる保険料支払)

- (1) 保険契約者は、クレジットカードにより、この保険契約の保険料（注）を支払うこととします。
- (2) (1)にいう保険契約者とは、会員規約等に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者にかぎります。
(注) この保険契約の保険料
異動時の追加保険料を含みます。

第2条 (保険料領収前に生じた事故の取扱い)

- (1) 保険契約者から、この保険契約の申込時または異動承認請求時に保険料のクレジットカードによる支払の申出があった場合は、当会

社は、カード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時(注)以後、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(2) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

① 当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

② 会員規約等に定める手続が行われない場合

(注) 保険料の支払を承認した時

保険証券記載の保険期間の開始前に承認した場合は保険期間の開始した時とします。

第3条 (保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

(1) 当会社は、前条(2)①の保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかる保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

(2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(1)の規定を適用します。

(3) 保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合は、当会社は、保険

契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。ただし、この場合の保険料は、保険契約の申込時に支払う保険料にかぎるものとし、異動承認請求時の保険料の支払を怠った場合は、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。

(4) (3)の解除は保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第4条 (保険料の返還)

普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

第5条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

[平成27年11月30日以前始期契約に適用]
初回保険料の口座振替に関する特約条項

この特約条項において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	保険料をいい、この保険契約に保険料分割払特約条項が適用されている場合は第1回分割保険料をいいます。
初回保険料払込期日	提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第1条（特約の適用）

- (1) この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。
- (2) この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。
 - ① 保険契約締結の時に、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
 - ② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日の属する月の前月末

日までになされていること。

第2条（初回保険料の払込み）

- (1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第3条（初回保険料払込み前の事故）

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合は、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合は、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みを怠った場合において、その払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」とあるのを「初回保険料払込期日の属する月の翌々月の25日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。
- (4) (2)の規定により、被保険者が、初回保険料払込み前の事故について保険金の支払を受ける場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第4条（解除一初回保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みがない場合は、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第5条（自動継続契約への不適用）

この特約条項が付帯された契約が、保険契約の継続に関する特約条項の規定により継続される場合は、継続された保険契約については、この特約条項を適用しません。

[平成27年12月1日以降始期契約に適用]

初回保険料の口座振替に関する特約条項

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次に掲げる用語は、それぞれ次の定義になります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	保険料をいい、この保険契約に保険料分割払特約条項が適用されている場合は第1回分割保険料をいいます。
初回保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
--------	-----------------------------------

第1条（特約条項の適用）

- (1) この特約条項は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。
- (2) この特約条項は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。
 - ① 保険契約締結の時に、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
 - ② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日の前日までになされていること。

第2条（初回保険料の払込み）

- (1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (4) 保険契約者が、初回保険料払込期日までにその払込みを怠った場合において、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによる場合においては、初回保険料払込期日の属する月の翌月の応当日をその初回保険料払込期日と

みなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（初回保険料払込み前の事故）

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合は、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合は、この特約条項が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みを怠った場合において、その払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」とあるのを「初回保険料払込期日の属する月の翌々月の25日」と読み替えてこの特約条項の規定を適用します。
- (4) (2)の規定により、被保険者が、初回保険料払込み前の事故について保険金の支払を受ける場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第4条（解除一初回保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みがない場合は、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第5条（自動継続契約への不適用）

この特約条項が付帯された契約が、保険契約の継続に関する特約条項の規定により継続される場合は、継続された保険契約については、この特約条項を適用しません。

第6条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

共同保険に関する特約条項

第1条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社（注）による共同保険契約であって、引受保険会社（注）は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

（注）引受保険会社

保険証券記載の保険会社をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩までに掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返れい
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認

- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

施設所有管理者特約条項

<用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載された者をいいます。
構外	構内以外の土地をいいます。
構内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、対象施設およびこれに連続した土地（注）であり、かつ、記名被保険者によって占有されている土地（注）の内側をいいます。 (注) 土地 公道、河川等が介在していても構内は中断されることなく、当会社は、これを連続した土地とみなします。
対象施設	被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設または設備をいいます。

第1条（当会社のてん補責任）

この特約条項において、環境汚染賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社のてん補責任）の「環境汚染」とは、対象施設から生じた環境汚染をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①または②の環境汚染に起因して被保険者が被る損害をてん補しません。

- ① 被保険者が保険期間中に対象施設の使用または管理をしなくなった場合において、その対象施設から生じた環境汚染
- ② 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の

占有を離れ構外にある廃棄物（注）もしくはその他の財物に起因する環境汚染

（注） 廃棄物

排水または廃棄によらないで収集、運搬または処分された廃棄物をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合ーその2）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①または②の損害をてん補しません。

- ① 構内で生じた他人の身体の障害または財物の損壊等に対する賠償責任を負担することによって被る損害
- ② 構内の環境汚染に対する汚染浄化費用

第4条（普通約款との関係）

この特約条項に規定していない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

施設所有管理者特約条項 (医療廃棄物排出者責任保険用)

第1条（当会社のてん補責任の読み替規定）

この保険契約において、環境汚染賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社のてん補責任）を次のとおり読み替えて適用します。

「第1条（当会社のてん補責任）

- （1）当会社は、環境汚染に起因して被保険者が措置処分を受けた場合に、環境汚染に起因する他人の身体の障害または他人の財物の損壊等について提起された損害賠償請求（以下「賠償請求」といいます。）によって、被保険者が被る損害（以下「損害」といいます。）を、普通保険約款および特約条項の規定に

従いてん補します。

- （2）（1）の環境汚染とは、第3条（用語の定義）②の規定にかかわらず、被保険者の占有を離れた保険証券記載の業務による廃棄物（注1）が不法投棄され、かつ、その不法投棄された廃棄物（注1）から流出、いっ出もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壤中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ他人の身体の障害または他人の財物の損壊等が発生するおそれがある状態をいいます。
- （3）（1）の措置処分とは、次の①および②に掲げる処分をいいます。
 - ① 廃棄物処理法第19条の5（注2）、同第19条の6または同第19条の8第2項（注3）、第3項もしくは第4項の規定に基づいて行われる処分（注4）
 - ② 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）第14条の規定に基づき、同条に定める排出者等に対して行われる処分（注5）
- （4）（3）の規定にかかわらず、次の①から③の全てを満たすと当会社が認め、かつ、廃棄物（注1）が不法投棄された場所が日本国内に所在する場合には、被保険者が措置処分を受けたものとみなします。
 - ① 環境汚染に起因して被保険者が都道府県から照会を受ける等、被保険者の占有を離れた廃棄物（注1）が不法投棄されたことが客観的に明らかであること。
 - ② 不法投棄された場所における廃棄物（注1）の全数量および被保険者から排出されて不法投棄された廃棄物（注1）の数量が明らかであること。

- ③ 不法投棄された場所における廃棄物（注1）の全数量が同時に撤去されることまたは不法投棄された場所における廃棄物（注1）が撤去された後にその不法投棄に関する措置処分を被保険者が受けないことが明らかであること。
- (5) (1)の損害賠償請求とは、第3条（用語の定義）⑧の規定にかかわらず、被害の事実、原因等の具体的な内容を明示して法律上の損害賠償責任に基づく補償を要求されたものをいいます。被保険者が措置処分を受けた場合には、そのことをもって、損害賠償請求がなされたものとみなします。
- (注1) 廃棄物
第三者に引渡し、収集、運搬または処分を委託した廃棄物にかぎります。
- (注2) 第19条の5
記名被保険者が同条第2号または第3号イ、ホ、トもしくはリのいずれかに該当する場合にかぎります。
- (注3) 第19条の8第2項
記名被保険者が廃棄物処理法第19条の5第2号または第3号イ、ホ、トもしくはリのいずれかに該当する場合にかぎります。
- (注4) 処分
都道府県が不法投棄された廃棄物（注1）を排出した者（廃棄物処理業者を除きます。）に対して、生活環境の保全上の支障の除去等のために必要な措置を相当の範囲内で命じることまたは代執行に係る費用の相当額を負担されることをいいます。
- (注5) 排出者等に対して行なわれる処分
国が排出者等に対して特定有害廃棄物等の回収または

適正な処分のための措置もしくはその他の必要な措置を命じることをいいます。」

第2条（損害の範囲）

- (1) 普通約款第2条（損害の範囲）の規定にかかわらず、当会社が普通約款第1条（当会社のてん補責任）の規定によりてん補する損害は、次の①から⑦に掲げる損害にかぎります。
- ① 措置処分に基づき、当会社の同意を得て被保険者が支出した汚染浄化費用
 - ② 措置処分に基づき、国または都道府県より請求された汚染除去費用
 - ③ 廃棄物が不法投棄された場所を所有、使用もしくは管理する者に対して支払うべき損害賠償金
 - ④ ③に掲げる者以外で不法投棄された廃棄物に起因する被害を被った者に対して支払うべき損害賠償金。ただし、漁業権および入漁権の侵害または身体障害を被った者に対する治療費、逸失利益および慰謝料にかぎります。
 - ⑤ 普通約款第24条（損害の防止軽減）(1)②に規定する手続を講じるために被保険者が支出した必要または有益な費用
 - ⑥ 普通約款第24条（損害の防止軽減）(2)に規定する訴訟、仲裁、和解または調停について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用
 - ⑦ 普通約款第25条（賠償請求解決のための協力）に規定する当会社による賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用
- (2) 1つの場所に、被保険者が排出した廃棄物以外の廃棄物も不法投棄されている場合、(1)①から④の損害は、不法投棄された廃棄物の性状、数量その他の事情からみて、相当な範囲内のものとします。

第3条（用語の定義）

普通約款第3条（用語の定義）の規定にかかわらず、この特約条項において次の①から⑧に掲げる用語は、次の定義に従います。

① 他人の財物の損壊等

他人の財物の滅失、き損、汚損もしくは使用不能または他人の漁業権もしくは入漁権の侵害をいいます。ただし、環境汚染のため被保険者が措置処分を受けた場合には、他人の財物の損壊等があったものとみなします。

② 不法投棄

廃棄物処理法、条例その他の法令に違反して、適正な処理を行わずして廃棄物を投棄することをいいます。

③ 廃棄物処理業者

廃棄物処理法に定める一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者または特別管理産業廃棄物処分業者をいいます。

④ 無許可業者

廃棄物処理業者の許可を受けずに、廃棄物の収集、運搬または処分を行う者をいいます。

⑤ 繼続契約

環境汚染賠償責任保険契約の保険期間の満了日または解除日を保険期間の開始日とする環境汚染賠償責任保険契約をいいます。ただし、記名被保険者が複数のときは、保険期間の満了日または解除日と保険期間の開始日のいずれにおいても記名被保険者である者を継続契約の記名被保険者とみなします。

⑥ 初年度契約

継続契約以外の環境汚染賠償責任保険契約をいいます。ただ

し、記名被保険者が複数のときは、継続契約の記名被保険者とみなされる者以外の記名被保険者を初年度契約の記名被保険者とみなします。

⑦ 廃棄物処理法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいいます。

⑧ 環境汚染賠償責任保険契約

施設所有管理者特約条項（医療廃棄物排出者責任保険用）の付帯された普通約款に基づき当会社と締結された保険契約をいいます。

第4条（読み替規定－普通約款）

この保険契約において、普通約款第8条（保険金の支払額）から同第10条（保険金支払額の特則）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「第8条（保険金の支払額）

(1) 当会社は、この保険契約に付帯される施設所有管理者特約条項（医療廃棄物排出者責任保険用）第2条（損害の範囲）①から⑤に規定する損害の合計額が一賠償請求について保険証券記載の免責金額を超過する場合にかぎり、その超過額に90%を乗じて得た額のみを保険証券記載の一賠償請求についてのてん補限度額を限度としててん補します。

(2) (1)の規定にかかわらず、記名被保険者が病院に該当し、契約締結時に契約者または記名被保険者が申告した病床数が賠償請求時の病床数に不足する場合は、当会社はその割合により、保険金の支払額を削減して支払うことができます。

(3) 当会社がこの保険契約でてん補する金額は、保険証券記載の期間中総てん補限度額を超えないものとします。

第9条（一賠償請求の定義）

- (1) 前条（保険金の支払額）(1)の「一賠償請求」とは、賠償請求の時または賠償請求者の数にかかわらず、同一の場所に不法投棄された廃棄物により生じた環境汚染に起因して提起されたすべての賠償請求をいうものとします。
- (2) (1)の規定により一賠償請求となるすべての賠償請求は、最初の賠償請求がなされた時にすべての賠償請求が提起されたものとみなします。

第10条（保険金支払額の特則）

この保険契約が継続契約である場合において、記名被保険者のうち環境保全について責任を有する者が、この保険契約の保険期間開始前に被保険者が排出した廃棄物が不法投棄されたことを知ったときまたは合理的に予見すべきであったときは、当会社は、その知った時または合理的に予見すべきであった時が属する保険契約でてん補するものとして算出した金額と、この保険契約でてん補すべき金額のうち、いずれか低い金額をてん補します。」

第5条（保険契約者および被保険者の義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、排出した廃棄物が不法投棄された事實を知った場合は、速やかに当会社へ通知しなければなりません。
- (2) 当会社が、産業廃棄物管理票、委託契約書その他について調査する必要があると判断した場合は、保険契約者または被保険者は当会社に協力しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく、(1)の通知を怠り、または(2)の調査に応じない場合には、当会社は、そのことによって被った損害を差し引いて保険金を支払います。

第6条（保険金を支払わない場合ーその1）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑤の環境汚染に起因して被保険者が被る損害をてん補しません。

- ① 被保険者が自ら不法投棄した廃棄物に起因する環境汚染
- ② 被保険者が、適正に処理されないことを知りながら、または適正に処理されないことを知りながら、第三者に引き渡した廃棄物に起因する環境汚染
- ③ 廃棄物の処理について保険期間中に無許可業者と委託契約を締結している被保険者が保険期間中または保険期間開始以前に排出した廃棄物に起因する環境汚染
- ④ 保険期間中に産業廃棄物管理票を交付していない、または産業廃棄物管理票に虚偽の記載をしている被保険者が保険期間中または保険期間開始以前に排出した廃棄物に起因する環境汚染
- ⑤ 被保険者が所有、使用または管理している場所に不法投棄された廃棄物に起因する環境汚染

第7条（保険金を支払わない場合ーその2）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者の占有を離れた廃棄物を収集、運搬または処分した者の身体の障害または財物の損壊等に対する賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しません。

第8条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

この保険契約の被保険者が複数の場合は、当会社は、被保険者ごとにこの特約条項の規定を適用します。

第9条（普通約款との関係）

この特約条項に規定していない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

追 加 条 項

縮小てん補追加条項

(この追加条項は、施設所有管理者特約条項が付帯される保険契約に自動的に付帯されます。)

第1条（縮小てん補）

当会社は、この追加条項により、環境汚染賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第8条（保険金の支払額）(1)に規定する算式によって得られた額または同第11条（他の保険契約との関係—その1）に規定する「超過額」に別表の縮小てん補割合を乗じて得た額のみを保険証券記載の一賠償請求てん補限度額を限度としててん補します。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款および施設所有管理者特約条項の規定を適用します。

別 表

縮小てん補割合	90%
---------	-----

遡及日設定追加条項

(この追加条項は、保険証券にこの追加条項が記載された場合にかぎり、適用されます。)

第1条（読み替規定）

この追加条項が付帯された保険契約については、環境汚染賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第7条（保険金を支払わない場合—その3）①の規定中「初年度契約の保険期間開始前」とあるのを「平成□年□月□日より前」と読み替えて、同第7条①の規定を適用します。

第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款および施設所有管理者特約条項の規定を適用します。

日付データ処理等に関する不担保追加条項

(この追加条項は、施設所有管理者特約条項が付帯される保険契約に自動的に付帯されます。)

<用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
コンピューター等	<p>被保険者の所有であるか否かを問わず、次の①から⑥に掲げるものをいい、これらを内蔵するものを含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① コンピュータおよびその周辺機器 ② ソフトウエア ③ コンピュータネットワーク ④ マイクロプロセッサー等の集積回路 ⑤ ①から④のいずれかに類する機器または部品 ⑥ 形態を問わず①から⑤のいずれかのものを直接または間接的に使用する、もしくはそれらに依存しているその他のあらゆる製品、サービス、データまたは機能
ソフトウエア	プログラム、アプリケーションソフトウエア、オペレーティングシステム、データその他これらに類するものをいいます。

第1条（てん補しない損害）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する事由に起因して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（注1）をてん補しません。

① 西暦1999年以降の日付または時刻を正しく認識、処理、区別、解釈、計算、変換、置換、解析または受入できることに関連するコンピュータ等の作動不能、誤作動もしくは不具合またはこれらのおそれの発生

② 被保険者により、または被保険者のために被保険者以外の者が

行う①に掲げる事由（注2）に関する助言、相談、提案、企画、評価、検査、設置、維持、修理、交換、回収、管理もしくは請負その他これらに類する業務または①に掲げる事由の発生を防止するため意図的に行うコンピュータ等の停止または中断（注3）

（注1） 損害

①または②の事由が実際にあったと認められる場合にかぎらず、それらの事由があったとの他人からの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害を含みます。

（注2） ①に掲げる事由

①に掲げる事由が潜在的に発生している場合を含みます。

（注3） コンピュータ等の停止または中断

コンピュータ等を使用して行う業務の停止または中断を含みます。

第2条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、環境汚染賠償責任保険普通保険約款ならびに施設所有管理者特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

石綿損害等不担保追加条項

（この追加条項は、施設所有管理者特約条項が付帯される保険契約に自動的に付帯されます。）

第1条（てん補しない損害－石綿損害等）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しません。

- ① 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- ② 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する賠償責任

第2条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、環境汚染賠償責任保険普通保険約款ならびに施設所有管理者特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

テロ危険等不担保追加条項

(この追加条項は、施設所有管理者特約条項が付帯される保険契約に自動的に付帯されます。)

第1条（てん補しない損害—テロ危険等）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体、個人またはこれと連帶する者がその主義もしくは主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為またはこれらの行為が発生するおそれには起因する損害については、てん補しません。

第2条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、環境汚染賠償責任保険普通保険約款ならびに施設所有管理者特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

— × モ —

— × モ —

◆おかげ間違いにご注意ください。

保険金支払いに関する苦情・ご相談窓口

【保険金支払ご相談窓口】 0120-668-292

<受付時間> 平 日：午前9時～午後5時（土・日・祝日、12/31～1/3は休業）

保険金支払いの無責免責事案に関する第三者への不服申立窓口

保険金のご請求に対して、すでに損保ジャパンがお支払いの対象とならない旨をご通知した事案につきまして、損保ジャパン窓口（保険金サービス課や「保険金支払ご相談窓口」）によるご説明にご納得がいただけない場合、次の窓口より第三者（社外弁護士）へ不服の申し立てを行うことができます。

【無責免責不服申立窓口】 0120-388-885

<受付時間> 平 日：午前10時～午後6時（土・日・祝日、年末年始は休業）

1. ご利用いただける方

保険金を請求されたご本人（保険金請求権者）またはご本人から委任を受けた代理人

※代理人の場合は、保険金請求権者からの委任内容を委任状・印鑑証明などで確認させていただくことがあります。

2. お申し立て後の対応

「無責免責不服申立窓口」（社外弁護士）で受け付けた不服申し立てにつきましては、損保ジャパンが設置する「保険金審査会制度」の中で、社外有識者による審査を行います。

その審査結果は「無責免責不服申立窓口」（社外弁護士）を通じてご回答します。

なお、本審査制度の対象外とさせていただく事案がございますので、あらかじめご了承ください。

そんぽADRセンター

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行なうことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808

<通話料有料>

おかげ間違いにご注意ください。

<受付時間> 平 日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日、年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

◆おかげ間違いにご注意ください。

損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容・手続きに関するお問い合わせは、取扱代理店までご連絡ください。
その他のお問い合わせは、公式ウェブサイトでご確認いただけます。

【公式ウェブサイト】 <https://www.sompo-japan.co.jp/>

【カスタマーセンター】 **0120-888-089**

<受付時間> 平日：午前9時～午後8時 土・日・祝日：午前9時～午後5時
(12月31日～1月3日は休業)

※お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

(20010037) [400133] - 0300